

介護報酬単位の見直し案

(変更点は下線部)

現 行	改 正 案
<p>○厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数（平成十八年厚生労働省告示二百六十三号）</p> <p>指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。</p> <p>厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>別表</p> <p>1 （略）</p> <p>2 定期巡回サービス費（1回につき） <u>347単位</u></p> <p>注 利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（指定地域密着型サービス基準第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、定期巡回サービス（同項に規定する定期巡回サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>○厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数（平成十八年厚生労働省告示二百六十三号）</p> <p>指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。</p> <p>厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>別表</p> <p>1 （略）</p> <p>2 定期巡回サービス費（1回につき） <u>381単位</u></p> <p>注 利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（指定地域密着型サービス基準第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、定期巡回サービス（同項に規定する定期巡回サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> <p>3・4 （略）</p>